

仕様書

1、件名

キャッシュレス決済端末機（以下、「決済端末」という。）の導入および運用業務（以下「業務」という。）

2、目的

この仕様書は、小山市で運行しているコミュニティバス「おーバス」（以下、「おーバス」という。）の車内に決済端末を導入する業務において、受注者に求める仕様を示したものである。

3、業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

- (1) 決済端末等必要備品の調達
- (2) 機器一式の送付
機器一式の送付及びプログラムの設定作業等
- (3) 決済明細等の作成及び提供
- (4) 決済端末の操作及び運用業務に必要なマニュアルの提供
- (5) 導入後の保証、サポート体制（機器保守、運用保守等）
- (6) その他、業務に必要なもの

4、契約期間

契約締結日から5年間とする。ただし、有効期限の6か月前までに解除又は変更の申し出がない限り、次の有効期限は1年間継続するものとし、以後もこれによる。

5、設置路線及び設置数

下記の表のとおり決済端末等必要備品を設置する。なお、車両の増加等により変更となる可能性がある。

路線名	運行事業者	決済端末台数	クレードル台数
羽川線	友井タクシー株式会社	2（予備1）	2（予備2）
間々田線		1（予備1）	1（予備1）
新市民病院線		1（予備1）	1（予備1）
小計		7	8
高岳線	大山タクシー株式会社	2（予備1）	2（予備2）
城東中久喜線		1（予備1）	2（予備1）
土塔平成通り線		1（予備1）	1（予備1）
大谷中央線		2（予備1）	2（予備1）

渡良瀬ライン		1 (予備 1)	1 (予備 1)
桑東部・学校循環路線(仮)		1 (予備 1)	1 (予備 1)
小計		14	16
思川駅・道の駅線	株式会社小山中央観光バス	2 (予備 1)	2 (予備 1)
間々田東西線		1 (予備 1)	1 (予備 2)
ハーヴェストウォーク線		4 (予備 1)	4 (予備 2)
小計		10	12
合計		31	36

6、導入機器の要件

(1) 決済端末の設定

全て同一機種とし、即時使用できるよう必要な設定を行うこと。交通系 IC カードによる決済で指定した料金種別(※1)で決済可能となるように、初期画面の設定等を行うこと。なお、別途決済手段(QR コード等)を追加する場合も同様とする。

(2) 周辺機器類の接続・設定

- ・内蔵されているレシートプリンタにおける必要な設定を行うこと。なおロール紙は、初回動作分においては無償で提供することとし、導入後は発注者の負担とする。ただし、他に提案がある場合や、レシート発行不要の設定が可能な場合はこの限りではない。
- ・決済端末の使用に必要な環境整備(SIM カードや決済端末の電源回線設備等)を行うこと。ただし、当該方法によらない手段がある場合は、この限りではない。
- ・その他消耗品については、初回動作分は無償で提供することとし、導入後は発注者の負担とする。ただし、他に提案がある場合はこの限りではない。

(3) 売上等の管理機能(クラウド環境)の提供

- ・インターネット上のクラウド環境で提供する売上等の管理及び、データのダウンロード機能等のサービスを提供すること。
- ・登録した情報はクラウド上で保持し、発注者が以下の情報を csv 等の形式で出力できるようにすること。以下の情報以外の生成、保持を妨げるものではなく、集計管理、分析に活用できる機能について、業務の負担軽減に資するよう提案を行うこと。
- ・月毎の以下の情報を受注者の入金予定日の 5 営業日前までに発注者に送付、または入金予定日の 5 営業日前までに Web 上で発注者が確認できるようにすること。明細は路線名毎(機器番号等でも可)の内訳が確認できるようにすること。

- (ア) 契約者名及び路線名
- (イ) 取扱年月日毎の料金種別^(※1)及び件数
- (ウ) 売上高及び決済手数料
- (エ) その他必要な項目

(4) POS^(※2)システム

- ・すべての決済端末にPOSシステムが搭載されていること。
- ・POSシステムは決済端末と連動すること。

※1 運賃(100円、200円)、回数券(1000円、2000円)の計4パターンとする。

※2 POS(販売時点情報管理)は、収納に関する情報(手続名、料金、納付日時など)を決済処理単位で収集・記録し、管理するためのシステムのこと。

7、納品場所

発注者住所とする。

8、支払方法

(1) 導入経費

設置完了後、受注者の請求により受注者が指定する口座に支払うこととする。

(2) 運用経費

- ・決済端末による収入は、各月末日を締め日とし、発注者と受託者が協議して決定した日までに、発注者が指定する口座に一括で支払うこと。振込手数料は受注者が負担すること。ただし、当該支払い方法について他に提案がある場合は、この限りではない。
- ・決済手数料(決済端末による収入額に決済手数料率を乗じた額)については、発注者毎に取り扱い、決済端末による収入額と相殺する方法または、相殺することなく受注者の請求払いとする方法のいずれかを選択し、提案すること。いずれの場合も、1円未満の端数が出た際はこれを切り捨てるものとする。
- ・月額利用料については、受注者の請求により支払うものとし、1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。ただし、当該支払方法について他に提案がある場合は、この限りではない。

9、導入及び運用サポートについて

(1) 端末のセットアップのサポート

セットアップのサポートを行うこと(「6、導入機器の要件」の内容)。また、おーバス利用者に対してキャッシュレスでの支払いが可能であることを案内するポスター等を用意し、小山駅、間々田駅、小金井駅構内等に掲載すること。導入時の決済端末の設定内容等について不明点がある場合は、発注者と調整の上、決定すること。

(2) 運用サポート

障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。障害発生時には迅速に対応できる体制を整備し、運行業務への影響が最小限になるよう対応すること。また、復旧に時間がかかる際に備え、受注者において予備機を準備し、発注者に保有させること（「5、設置路線及び設置数」のとおりとする）。当該障害対応方法について他に提案がある場合は、別途提案すること。

(3) 操作マニュアル

決済端末の操作マニュアルを納品すること。部数は発注者と調整の上、決定すること。操作マニュアルには、決済時（ワンタッチ及びワンタッチ以外の場合等）及び取消時の対応や、誤操作などのトラブル時の対処方法、売上明細出力方法等についてもわかりやすく記載すること。

10、情報セキュリティ対策について

- (1) POS システムを提供する上で知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) カード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、遅漏防止のために適切な措置を講じること。
- (3) 発注者が提供する一切の情報を本決済端末におけるサービス等を提供する以外の目的で使用、または第三者に提供しないこと。

11、その他

受注者は、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合について、発注者と受注者双方協議の上決定する。